

令和 8 年 4 月 7 日

保護者 様

群馬県立吾妻特別支援学校
校 長 剣持 三千代

学校での与薬について

保護者の皆様には、本校の教育につきまして、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、特別支援学校において、児童生徒の健康管理上やむをえず学校管理下で与薬（内服・皮膚への軟膏塗布・点眼・点鼻等）を実施せざるをえない現状があります。

そこで、学校管理下での与薬を希望される場合は、医師法 17 条に基づき、医師の処方を受けた医薬品であることと、保護者からの依頼書（別紙：「与薬指示依頼書」）の提出があることを確認した上で、教諭・養護教諭が与薬を実施いたします。

下記のことを御確認いただき、より安全な健康管理を行うため、御協力をお願いいたします。

記

- 1 学校での与薬については、医師の処方を受けた医薬品に限ります。与薬を希望する場合は「与薬指示依頼書」を提出していただきます。
- 2 「与薬指示依頼書」が必要な場合は以下のとおりです。
 - ・定期薬：日常的に長期にわたり服薬していて、学校での服薬が必要な場合
 - ・臨時薬：かぜなどで、臨時に限られた期間処方された薬で、学校での服薬が必要な場合
 - ・災害時用薬：非常災害時、帰宅が困難な時のために、定期薬（日常的に必要な薬）を準備する場合
 - ・宿泊用薬：宿泊を伴う行事の際、処方された薬（定期薬・臨時薬）を準備する場合
- 3 緊急時薬（アレルギー発症時やけいれん発作等の緊急時に必要な薬）を学校で預かり、与薬する場合は、相談が必要です。必要時は学校まで連絡してください。

※ 提出方法は裏面をご覧ください。

学校で与薬を依頼する場合

【薬の提出のしかた】

※ 薬と一緒に、与薬指示依頼書と薬の説明書のコピーを提出してください。

- ・ 【例】にならって、小分けの袋を用意していただき、袋に記入をお願いします。袋は、ジッパー付きの袋をご準備ください。
- ・ 名前の下に、○食前・○食後・○時のように飲ませる時間を記入してください。
- ・ 服用後の空き袋等は、家庭にお返しします。
- ・ 医師の処方を受けていない市販薬はお預かりできません。

※ 一度にお預かりできるのは1週間分(月～金)までとします。提出時は、1週間分まとめて大きな袋に入れて提出してください。

※ 翌週もある場合は、また同じように準備してください。

【例】

